

豊川市設計監理業務委託要領

(趣旨)

第1条 この要領は、別に定めるもののほか豊川市が発注する建築工事、建築設備工事及び屋外整備工事等の設計、監理契約に基づいて受託者が行う業務の取扱いについて定めるものとする。

(設計業務の遵守事項)

第2条 受託者が、設計業務を実施するにあたり遵守すべき事項は次の各号の通りとする。

- (1) 設計書及び設計図作成は、基本計画書（様式第1号）、仕様書及び設計監理業務委託要領（以下「基本計画図書」という。）の設計基準によること。
- (2) 打合せ事項及び調査資料等を記録して、委託者に提出すること。
- (3) 官公署等への届出書類を作成し、委託者に提出すること。
- (4) 設計者の選任届には、資格及び経歴書等を添付すること。

(管理業務の一般遵守事項)

第3条 受託者が工事の管理業務を実施するに当たり遵守すべき事項は次の各号のとおりとする。

- (1) 常に委託者である豊川市の代行者であることを自覚し、厳正かつ公平な監理にあたること。
- (2) 公共施設であることを認識し、かつ、施設の目的を十分に把握してその趣旨に沿うよう努力すること。
- (3) 監理にあたり疑義が生じた場合、判断のできない事項については委託者と協議すること。
- (4) 契約に基づく監理期間が終了した場合、完了検査で補正が指示されたときは、沿いの補正が終了し完了検査に合格するまで、責任をもち監理にあたること。
- (5) 工事監理者及び工事監督員選任届（様式第2号）には、経歴書（様式第3号）を添付すること。

(管理業務の内容)

第4条 受託者は、基本計画図書、管理すべき工事の設計書、図面及び仕様書（以下「設計図書」という。）及び指定された共通仕様書に基づいて、次の各号に定める業務を実

施するものとする。

- (1) 豊川市公共工事請負契約約款（以下「約款」という。）及び設計図書に基づく指示承諾並びに協議
- (2) 約款及び設計図書に基づく、工程の管理、各種立会及び施行状況の検査
- (3) 約款及び設計図書に基づく、施工図、原寸図等の作成及び交付又は監理すべき工事の施工者（以下「請負者」という。）が作成したこれらの図書の承諾
- (4) 約款及び設計図書に基づく、工事材料の検査
- (5) 約款及び設計図書に基づく、工事材料の調合、色柄及び見本品の決定
- (6) 別契約工事の請負者間の調整
（帳簿類の整備）

第5条 受託者は、次の書類及び簿冊等を備え付け、これを整理保管しておかなければならない。

- (1) 設計図書
- (2) 工程表
- (3) 施工計画書
- (4) 監督記録簿
- (5) 工事記録写真及び見本品
- (6) 施工図及び原寸図等
- (7) 指示（承諾）書、工程報告書及び発生物件調書
- (8) 検査関係書類
- (9) 支給材関係書類
- (10) その他必要な書類
（指示・協議）

第6条 受託者は、請負者に対し工事の施工に必要な事項を指示しようとするとき又は協議をしたときは、原則として指示・協議書によるものとする。
（検査及び立会）

第7条 受託者は、約款及び設計図書に基づき工事材料の検査、調合等の立会、見本検査、工事の施工状況の検査、立会並びに委託者の実施する検査及び指示する業務については立会をしなければならない。

2 前項の場合において、工事材料の検査及び委託者が実施する検査並びに指示する業務を除きやむを得ない理由により立会うことができない場合は、受託者は請負者に対して、その都度当該工事材料の調合見本又は当該工事を的確に施工したことを証する見本若しくは工事写真等の記録の保管など適切な指示を与えるものとする。

(工事監督記録)

第8条 受託者は、工事管理にあたり第4条各号に掲げる事項、第24条の規定により一時使用を認めた事項及びその他重要な事項について、監督記録簿等に記入しなければならない。

(工事記録写真)

第9条 受託者は、約款及び設計図書に基づき工事写真帳に整理等しなければならない。

(変更及び一時中止)

第10条 受託者は、工事の内容若しくは、工期の変更又は工事の中止の必要が生じたときは速やかに委託者に報告し、その指示を受けなければならない。ただし、災害等急迫の事情が生じたとき受託者は、請負者に対し必要な指示をすることができる。

2 前項の場合において、受託者は、そのとった措置の内容を直ちに受託者に報告しなければならない。

(臨機の措置)

第11条 受託者は、災害防止その他工事の施工上特に必要があるときは、請負者に対し、臨機の措置をとることを求めることができる。

2 前項の場合において、受託者はそのとった措置の内容を直ちに委託者に報告しなければならない。

(下請負人の変更)

第12条 受託者は、下請負人が工事の施工について不適当であると認めたときは、事由を付した書面をもって委託者に報告しなくてはならない。

(現場代理人等の変更)

第13条 受託者は、現場代理人、主任技術者（監理技術者）、選任の主任技術者（選任の監理技術者）が工事の施工又は監理について、著しく不適当であるときは、理由を付した書面をもって委託者に報告しなければならない。

(発生材)

第14条 受託者は、工事施工に伴い発生材が生じた場合は、その内容を調査し、発生物件調書に基づき委託者に報告しその指示を受けなければならない。

（工事目的物の損害等）

第15条 受託者は、工事目的物の引渡前に、工事目的物又は工事材料について損害が生じたとき、その工事の施工に関して損害が生じたとき又は工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、遅滞なく事実を調査し、委託者に報告し、その指示を受けなければならない。

（工事出来高部分の損害等）

第16条 受託者は、天災、地変等やむを得ない理由により、工事の出来高部分（工事現場に搬入した検査済工事材料を含む。以下同じ）又は工事仮設物及び建設機械器具（当該工事で償却する部分をいう。）に損害を生じたときは、事実を詳細に調査し意見を付した書面をもって委託者に報告し、その指示を受けなければならない。

（改造命令）

第17条 受託者は、工事の施工が設計図書に適合しないと認めたときは、請負者に改造を命じ、完全な工事を施工させなければならない。

2 受託者は、前項の改造箇所が重大であるとき又は改造措置に要する期間が長期にわたるときは、速やかに委託者に報告しその指示を受けなければならない。

（破壊調査）

第18条 受託者は、約款及び設計図書に基づき必要があると認められるときは、委託者の承認を受け破壊し調査を行うことができる。この場合の破壊は、必要最小限度にとどめそれに要する検査及び復旧に要する費用は請負者の負担とする。

2 受託者は、前項の調査を行う場合には請負者に対しあらかじめ日時を通知し立ち合わせなければならない。

（設計図書の不一致等）

第19条 受託者は、設計図書に明示されていないもの又は相互に符合しないもの、あるいは誤り、脱漏を発見したとき、若しくはこれについて請負者から通知を受けたときには、軽微なもので明らかに判明できるものは、その措置について、請負者に指示を与え、その他のものについては、委託者に報告し、その指示を受けなければならない。

(契約の解除及び契約期間延長)

第20条 受託者は、請負者から契約解除及び契約期間延長の申出を受けたときは、直ちに実情を調査し委託者に報告しなければならない。

(出来高報告書)

第21条 受託者は、委託者から工事の出来高検査を実施するための指示があったときは遅滞なく工事の出来高部分を調査のうえ、出来高報告書を作成し、委託者に提出しなければならない。

(検査職員への協力)

第22条 受託者は、検査職員の指示した軽微な補正事項の確認及び工事成績調書の作成若しくは工事に関する資料等の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(工事材料の検査)

第23条 約款及び設計図書において、監督員の検査を受けて使用するものと指定された工事材料のうち、抜取検査に係るものについては、愛知県建築工事用資材抜取検査指針の定めに準拠し実施するものとする。

(一時使用)

第24条 受託者は、修繕工事及び改修工事（工事に部分的に含まれる場合を含む。）で完成後直ちに使用する必要がある部分については、請負者及び当該施設管理者立会のうえ当該使用部分の出来形の完了を確認し、一時使用を認めることができる。

(業務の報告)

第25条 受託者は、次の各号の一に該当するときは、速やかに委託者に報告し、その指示を受けなければならない。

- (1) 請負者が、正当な理由がないのに、工事に着手すべき時期を過ぎても工事に着手しないとき
- (2) 請負者が、工事施工に関し監督職員の指示に従わないとき
- (3) 工事が、工程どおりに進捗せず契約の履行が危ぶまれるとき
- (4) 工事施工に関し、不正の疑いがあったとき
- (5) 工事現場において、工事に関連して第三者との紛争が生じたとき又は生じる恐れがあるとき

(6) 工事現場において、災害又は事故が発生したとき

(工事現場における業務の実施)

第26条 受託者は、第3条から第25条までに定める業務を実施するにあたっては、工事監理及び監督員に命じて行うものとする。

(共通仕様書)

第27条 第4条の規定における指定された共通仕様書は、別表に定める工事の区分に従った共通仕様書とする。

(監理報告)

第28条 受託者は、工事の進捗状況及び管理上必要な事項は、次の各号の定めるところにより委託者へ報告しなければならない。

(1) 工事監理報告書(月報)は、次の書類とし、翌月5日までに提出しなければならない。

ア 工事監理報告書(様式第4号)

イ 監督記録簿

ウ 工事現場写真

エ 進捗状況報告書(様式第5号)

(2) 工事監理報告書(完了)は、次の書類とし業務が完了した時、完了届とともに提出しなければならない。

ア 工事監理報告書

イ 工事総括表(様式第6号)

ウ 工事監督記録簿

エ 指示(承諾)書

オ 社内検査報告書

カ 試験成績書及び報告書

キ 工事写真帳

(3) 完成図、完了写真、合格通知書及び届出書類等、請負者から提出されたものを審査し工事完了後速やかに委託者へ提出しなければならない。

(引渡し後の措置)

第29条 受託者は、工事目的物引渡し後において、工事目的物に設計、監理に起因す

る疑義が生じた場合は、誠意をもって、その解決にあたらなければならない。

(雑則)

第30条 受託者は、この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、その都度、委託者に報告し、その指示を受けなければならない。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現に改正前の豊川市設計監理業務委託要領の規定に基づいて作成されている様式第3号は、改正後の豊川市設計監理業務委託要領の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

基 本 計 画 書

業務の名称

業務の場所 課

委 託 料	金 円
概 要	
完 了 期 日	年 月 日
備 考	

名称	摘要	单位	数量	单価	金額	備考

工事監理者及び工事監督員選任届

年 月 日

豊川市長 殿

受託者

下記のとおり工事監理者及び工事監督員を定めました。

記

1 業務の内容

2 工事監理者

住 所

氏 名

生年月日

資 格

3 工事監督員

住 所

氏 名

生年月日

資 格

経 歴 書

- 1 現 住 所
- 2 最 終 学 歴
- 3 職 歴
- 4 主な担当工事
(工事名、構造、規模)

5 資 格

番号

6 賞 罰

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏 名

工 事 監 理 報 告 書

工事

工期 着手 年 月 日

完了 年 月 日

年 月

監 理
受託者

月 進 捗 状 況 報 告 書

工事名

契約書

契約金額

工期

着手

年

月

日

予定工程線(黒)

完了

年

月

日

実施工程線(赤)

[illegible]

工 事 総 括 表

工事名						
工 事 場 所						
概 要						
監 理	期間	着手 年 月 日	完了 年 月 日	委託料	円	
	受託 者名				工 事 監理者	
	住所	TEL			契約 金額	円
施 工	工期	着手 年 月 日	完了 年 月 日	契約 金額	円	
	契約 者名				主 任 技術者	
	住所	TEL			工 事 監理者	
施 工	工期	着手 年 月 日	完了 年 月 日	契約 金額	円	
	契約 者名				現 場 代理人	
	住所	TEL			主 任 技術者	

発 生 物 件 調 書

豊川市長 殿

受託者

下記工事の発生物件について下表のとおり報告します。

- 1 工 事 名
- 2 工事場所
- 3 契約金額
- 4 工 期

着手年 月 日

完了年 月 日

名 称	材 料	形状・寸法	数 量	摘 要